

# 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成25年2月定例会

平成25年2月4日

## 目 次

平成25年2月定例会

2月4日（月曜日）

出席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	3
諸報告	3
議案上程（議会案第1号）	3
提案理由の説明……………菅井儀一君	3
質疑	3
討論	4
採決	4
議案上程（議第1号）	4
提案理由の説明……………広域連合長	4
補足の説明……………事業課長	4
質疑	5
討論	6
採決	6
議案上程（議第2号、議第3号、議第4号及び議第5号）	6
提案理由の説明……………広域連合長	6
補足の説明……………事務局次長、事業課長	7
質疑	11
討論	13
採決	13
議案上程（議第6号）	14
提案理由の説明……………広域連合長	14
質疑	14
討論	14
採決	14
選挙管理委員及び補充員の選挙	15
広域連合長あいさつ	16
閉会	16

○出席議員（13名）

2番	齊藤栄治	議員	3番	高橋勝文	議員
4番	浦山文一	議員	5番	菅根光雄	議員
6番	佐東貞美	議員	7番	大場勇人	議員
8番	山尾順紀	議員	9番	佐藤忠吉	議員
11番	蒲生光男	議員	12番	遠藤榮吉	議員
14番	佐藤征勝	議員	15番	菅井儀一	議員
16番	富樫透	議員			

○欠席議員（2名）

10番	佐藤誠七	議員	13番	本間正巳	議員
-----	------	----	-----	------	----

○欠員（1名）

---

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	遠藤直幸
副広域連合長	安部三十郎	代表監査委員	安達重晴
事務局長	須藤正博	事務局次長	森谷健
会計管理者	佐藤浩之	事業課長	長瀬吉徳
総務係長	岡道弘	企画財政係長	吉村秀昭
資格管理係長	大井庄栄	給付係長	伊藤直人

---

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	須藤正博	事務局次長（兼務）	森谷健
書記（兼務）	岡道弘	書記	河内亮
書記	小玉隆宣		

---

○議事日程第1号

平成25年2月4日（月）午後2時 開議

- 第1 議席指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員指名
- 第4 諸報告
  - ・例月出納検査報告
- 第5 議会案第1号 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
- 第6 議第1号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議第2号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

- 第8 議第3号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
予算
- 第9 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部  
改正について
- 第10 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金  
条例の一部改正について
- 第11 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員  
の選任について
- 第12 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

---

**○本日の会議に付した事件**

(議事日程のとおり)

---

**午後2時 開議**

**○議長(蒲生光男君)** ただいまから、平成25年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の欠席議員は、佐藤 誠七 議員、本間 正巳 議員です。

出席議員は、13名で定足数に達しております。

---

**日程第1 議席指定**

**○議長(蒲生光男君)** 日程第1 議席の指定を行います。

この度再選されました佐藤 誠七 議員と、新しく議員になりました本間 正巳 議員の議席を定めます。会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。佐藤 誠七 議員は第10番、本間 正巳 議員は第13番を議席といたします。

---

**日程第2 会期の決定**

**○議長(蒲生光男君)** 続きまして、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第3 会議録署名議員の指名

- 議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。  
12番 遠藤 榮吉 議員、14番 佐藤 征勝 議員をご指名いたします。
- 

### 日程第4 諸報告

- 議長（蒲生光男君） 日程第4 諸報告を行います。  
監査委員から、平成24年7月から平成25年1月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。  
以上で報告を終わります。
- 

### 日程第5 議会案第1号

- 議長（蒲生光男君） 次に、日程第5 議会案第1号 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について、を議題といたします。  
提案者の説明を求めます。
- 15番（菅井儀一君） 議長。
- 議長（蒲生光男君） 菅井儀一議員。

### 提案理由の説明

- 15番（菅井儀一君） ただいま上程されました議会案第1号について、提出者を代表してご説明いたします。  
議会案第1号 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正につきましては、地方自治法の改正により、修正の動議について定めた規定の条番号が繰り下げられたことに伴いまして、会議規則第13条中で引用している同法の条番号について、第115条の2を第115条の3に改めるものであります。  
なお、この規則は公布の日から施行するものであります。  
以上、ご提案申し上げます。

- 議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議会案第1号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。  
議会案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議第1号

○議長（蒲生光男君） 続いて、日程第6 議第1号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、を議題といたします。  
提案理由について、説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

#### 提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第1号につきまして、ご説明申し上げます。  
議第1号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ5億3,329万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ1,476億866万1,000円とするものであります。  
詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（長瀬吉徳君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 長瀬事業課長。

○事業課長（長瀬吉徳君） それでは、議第1号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

歳入補正につきまして、1款1項1目保険料等負担金は、年金以外（給与や不動産、株式等）の所得が減少しているため、保険料の精査により、3,395万6,000円を減額するものです。

同じく2目療養給付費負担金は、平成23年度の市町村の療養給付費負担金を保険給付費の実績に基づき精算し、追加納付額7,986万2,000円を計上するものです。

2款2項3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、低所得者及び被用者保険の被扶養者だった被保険者に係る保険料の特例軽減が、国によりまして平成25年度も実施され、本年度中に交付されることから内示額の9億7,689万円を計上するものです。

3款2項1目財政安定化基金交付金は、今期の保険料率上昇抑制財源としての県支出金でありませぬ。金額は2年間で約15億6,000万円ほどで、平成24年度分は約12億2,000万円を当初予算に計上しておりましたが、平成23年度決算による剰余金が生じたため、県と協議し、剰余金と同額の5億2,899万6,000円を減額するものです。

5款1項1目特別高額医療費共同事業交付金は、広域連合における著しく高額な医療費のリスク軽減を図るための共同事業で、1件400万円を超える高額なレセプトを対象としたものです。

歳出4款1項1目の特別高額医療費共同事業拠出金が実績により決定されたことに伴い、今後算定されます交付金を、拠出金と予算上同額に合わせて554万3,000円増額するものです。

6款2項1目基金繰入金ですが、歳入1款1項1目保険料等負担金の保険料の精査により減額した分と同額を、積み立てしておりました基金から取り崩し、繰入れするものです。

歳出補正につきまして、2款1項1目療養給付費につきましては、補正後額に変更はありませんが、財源内訳の変更となります。

4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、歳入補正5款1項1目の説明と同様でございます。

6款1項1目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金につきましては、先程歳入補正の説明で触れました保険料軽減の財源として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を一旦、当該基金へ積み立てし、事業実施に応じて必要額を取り崩す仕組みとなっていることから、同額の9億7,689万円を積み立てるものです。

7款1項3目償還金につきましては、平成23年度の市町村の療養給付費負担金を実績に基づき精算し、2億2,847万円を返還するものです。

8款1項1目予備費6億7,760万4,000円の減額でございますが、7月補正において精算時期までの仮置き計上をおこなった平成23年度決算に伴う返還金見込み額及び剰余金を、今回精算するため計上しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議第1号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。  
議第1号は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議第2号、日程第8 議第3号、日程第9 議第4号及び日程第10 議第5号**

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第7 議第2号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から、日程第10 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について、までの議案4件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

**提案理由の説明**

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第2号から、議第5号につきましてご説明申し上げます。

議第2号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ5億4,039万6,000円とするものであります。

議第3号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,490億5,285万円とするものであります。

続きまして、議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成25年度の後期高齢者医療の保険料に関する軽減措置を平成24年度と同様に実施するため、条例の改正を行うものであります。

議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正につきましては、議第4号で申し上げました保険料の軽減措置の財源となる交付金を基金で受け入れ、

その処分に関する事項を定めるため、条例の改正を行うものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（森谷健君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 森谷事務局次長。

○事務局次長（森谷健君） はじめに、議第2号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

議第2号につきましては、歳入歳出予算の総額は5億4,039万6,000円です。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金は、広域連合の運営にかかる市町村からの事務費負担金で、5億3,972万7,000円を計上しております。この負担金にかかる各市町村の負担割合につきましては、広域連合規約の規定により、均等割10%、75歳以上の高齢者人口割45%、総人口割45%の各割合で算出しております。前年度と比較して9,000万円ほどの減額となっておりますが、主な理由は、特別会計への事務費繰出金の減額でございます。

2款財産収入には、財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用利子を、合わせて21万円計上しております。前年に比べ5万円の減額でございます。

3款繰越金につきましては、前年度からの繰越金を1,000円、存目計上しております。

4款諸収入は、1項に預金利子として1,000円を計上するほか、2項に雑入として、職員の住居借上げにかかる使用負担金など45万7,000円を計上しております。

歳出につきまして、1款議会費は、議員報酬及び議会開催に係る経費などで、前年度より1万円増の66万3,000円を計上しております。

2款1項1目一般管理費につきましては、前年度比213万6,000円減の1億8,013万8,000円を計上しております。減額の主な理由であります。今現在派遣いただいております職員の年齢構成等を基本にして、今後派遣される職員の年齢や時間外数などを推定した結果、人件費負担金を減額としたためでございます。次の2目財政管理費につきましては、基金に生じる利子の積立として前年比5万円減の21万円を計上しております。

2項選挙費は、選挙管理委員会開催経費で、前年度同額の4万8,000円を、3項監査委員費は、例月出納検査や定例監査などにかかる経費で、前年度同額の8万6,000円を計上しております。

3款民生費につきましては、特別会計の事務経費にかかる繰出金、3億5,425万1,000円を計上しております。主にシステム更改に要する経費の減額により、前年度より8,820万1,000円の減額となっております。

4款予備費は、不測の事態に対応するため、前年度同額の500万円を計上しております。

以上が一般会計でございます。

特別会計の議第3号以降につきましては、説明員を交代させていただきたく存じます。

○事業課長（長瀬吉徳君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 長瀬事業課長。

○事業課長（長瀬吉徳君）　続きまして、議第3号　平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

議第3号につきましては、歳入歳出予算の総額は1,490億5,285万円です。前年度との比較で、約35億円、率にして2.4%ほどの増額計上となっております。これは、被保険者数の伸びや医療技術の進歩等による医療費の伸びを見込んでいることが主な理由であります。

歳入につきましては、1款1項1目保険料等負担金と2目療養給付費負担金で、総額227億9,628万9,000円を計上しております。1目保険料等負担金は、広域連合が賦課し、市町村が徴収する保険料約80億円と、それに低所得者の保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金を約29億円、合わせて109億5,980万9,000円を計上しておりますが、被保険者数の増加見込みにより、前年度比約1億3,000万円の増額となっております。2目療養給付費負担金は、自己負担割合が1割、つまり病院窓口での支払いが1割の被保険者に係る保険給付費の12分の1を市町村が定率負担するもので、前年度比約3億7,000万円増の118億3,648万円の計上でございます。

2款1項1目療養給付費負担金は、自己負担割合が1割の被保険者に係る保険給付費に対し、国がその12分の3を定率負担するもので、前年度比約11億1,000万円増の355億944万2,000円を計上しております。2目高額医療費負担金は、レセプト1件あたり80万円を超える高額な医療費のうち80万円を超える部分について、保険料でまかなうべき部分の2分の1を国と県が半分ずつ負担するもので、国の負担割合に応じた4億6,898万5,000円を計上しております。

2項1目調整交付金は、広域連合間の被保険者の所得格差による財政力の不均衡を是正するために交付されるもので、前年度比約2億7,000万円増の143億9,394万2,000円を計上しております。

2目民生費国庫補助金は、健康診査等の保健事業実施に対する補助金で、4,035万円を計上しております。前年度比約2,500万円の減となっております。これは、昨年10月に国から生活習慣病治療中の被保険者は補助対象としない旨の連絡がありましたが、全国の広域連合から補助対象とするよう強い要望などがあり、その後、国では生活習慣病治療中の方も補助対象にし、国の補助金予算を超える必要額については、特別調整交付金で手当てすることとなりましたので、必要相当額2,500万円を1目2節の特別調整交付金に計上しております。

3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、補正予算でもご説明いたしましたが、国が行う特例的な保険料軽減の補てん等のために交付されるもので、1,000円を存目計上しております。

3款1項1目療養給付費負担金は、自己負担割合が1割の被保険者に係る保険給付費に対し、県がその12分の1を支出するもので、前年度比約3億7,000万円増の118億3,648万円を計上しております。

2目高額医療費負担金は、国庫支出金の高額医療費負担金と同様で、県の負担割合に応じた4億6,898万5,000円を計上しております。

2項1目県財政安定化基金交付金は、平成24年度と平成25年度の保険料上昇を抑制するため、県との協議を踏まえ交付を受けるもので、平成25年度分として3億4,450万円を計上するものであります。

4款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から後期高齢者支援金を徴収し、各広域連合に交付するものです。自己負担割合が1割の被保険者と3割の現役並み所得者に係る給付費についての支援金の負担割合は、それぞれ39.49%、89.49%で、前年度比約19億円増の604

億9,648万円を計上しております。

5款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件あたり400万円を超える高額な医療給付について、そのうち200万円を超える部分が交付されるもので、これは、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出金と国からの補てんを原資として交付金を交付する共同事業であり、これまでの実績に基づき、2,579万8,000円を見込み計上しております。

6款1項一般会計繰入金は、事務費に充てるため、一般会計から繰入れるもので、3億5,425万1,000円を計上しております。標準システム運用管理委託料が新システム分のみとなったこと、国保連への審査支払手数料が減額となったことにより、前年比約8,800万円の減でございます。

2項基金繰入金は、保険料軽減の財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰入れを行うもので、11億2,820万5,000円を計上しております。

7款繰越金は、先程の議第1号でご説明いたしました予備費から、事務費の予備費分500万円を除いた額で、平成25年度の保険給付費等に充てるためのもので、11億1,230万2,000円を計上しております。

8款諸収入では、1項延滞金、加算金及び過料、2項預金利子、それぞれ1,000円を存目計上しております。3項1目第三者納付金は、交通事故の加害者等からの納付金で、実績等から推計して7,683万6,000円を計上しております。2目返納金、3目雑入については、それぞれ1,000円の存目計上でございます。

歳出につきましては、1款1項総務管理費は、システム運用支援業務委託、レセプト点検等委託のほか、医療費通知、療養給付決定通知等の作成、郵送料等の経費、また一時借り入れた場合の利子等で、前年度比約8,400万円減の3億9,057万9,000円を計上しております。減少の主な理由は、システム運用支援業務委託が約8,000万円の減、市町村特別対策補助金が約600万円の増、レセプト画像処理業務委託料の廃止が1,000万円の減でございます。

2款1項療養諸費につきましては、1目療養給付費を前年度比約45億円増の1,448億2,179万7,000円を計上し、2目に療養費として9億3,601万4,000円を計上したほか、3目に特別療養費1,000円、4目には移送費10万円を計上しております。

2項審査支払手数料は、国保連に委託するレセプトの審査及び医療機関への支払事務にかかる手数料であり、委託単価1件あたり2円の引き下げがありましたが、件数が約17万件増加し、昨年度とほぼ同額の4億6,296万7,000円を計上しております。

3項1目高額療養費は、自己負担額が世帯の所得状況等に応じた限度額を超えた場合に支給するもので、前年度比3,767万4,000円の増を見込み、12億489万円を計上しております。2目高額介護合算療養費は、高額療養費と介護保険の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合に支給するもので、1億円を計上しております。

4項1目葬祭費につきましては、被保険者が死亡したとき、その葬祭を行ったものに5万円を支給するもので、前年度比5,155万円増の6億1,720万円を計上しております。

3款県財政安定化基金拠出金は、保険料の徴収が予定収納率を下回った場合や、給付費が見込みを超えて増加した場合の財政不足等に対し、貸付、交付を行うために県が設置している基金への拠出金でございます。国、県、広域連合が3分の1ずつを拠出するもので、平成25年分として県から示された1億1,508万1,000円を計上しております。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は、歳入でもご説明いたしましたが、国民健康保険中央会が

行う、特別高額医療費共同事業への拠出金として、1目特別高額医療費共同事業拠出金、2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金、合わせて2,594万9,000円を計上しております。

5款1項1目健康診査費は、対象者と事務費の精査を行い、前年比約450万円の減、3億4,107万8,000円を計上しております。また、2目その他健康保持増進費は、歯の喪失を予防することで、健康を維持し、食べる楽しみを享受できるようにするために、歯周疾患検診事業を行うもので、1,404万2,000円を計上しております。

6款基金積立金は、保険料軽減のための後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立用に、存目として1,000円を計上しております。

7款諸支出金につきましては、1項1目保険料還付金、2目還付加算金、3目償還金として、計1,815万1,000円を計上しております。

8款予備費の500万円につきましては、事務費の不測の事態に対応するための計上であります。昨年度比11億991万9,000円の減となっております。減額の理由につきましては、平成24年度では、特定期間の後期であります平成25年度の給付費等に充てるために繰り越す予定の金額11億1,491万9,000円を計上しておりましたが、平成25年度はその全額を給付費等に充てるためでございます。

次に、議第3号第2条一時借入金につきましては、一時借入金の限度額を、おおむね1ヶ月分の保険給付費に相当します100億円と定めるものであり、第3条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内での流用を定めるものであります。

続きまして、議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます

このたびの条例の一部改正は、平成25年1月15日に閣議決定されました国の平成25年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額と、低所得者に対する保険料の減額について、規定を追加しようとするものであります。

附則第20条につきましては、平成25年度における保険料賦課総額の算定において、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額及び低所得者に対する保険料の減額について、適用する規定を定めるものであります。

附則第21条につきましては、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、資格取得後2年間に限らず、平成24年度に引き続き、平成25年度分の均等割額についても9割を減額する規定を追加しようとするものであります。

附則第22条につきましては、平成24年度に引き続き、平成25年度において、均等割額が7割軽減となる被保険者について、一律に8.5割軽減とする規定を追加しようとするものであります。

なお、この条例については、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものであります。

次に、議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。ただいまご説明いたしました、議第4号の平成25年度における保険料の軽減措置にかかる財源につきましては、すべて国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で平成24年度中に補てんされますが、交付金を一旦後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立て、その後、必要に応じ処分することになります。

このたびの改正は、平成25年度の保険料軽減にかかる財源措置として、基金を処分することができるよう定めるものであります。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものであります。

以上で議第2号から議第5号までの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番（高橋勝文君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 高橋勝文君。

○3番（高橋勝文君） 後期高齢者医療特別会計の歳出5款の保健事業費でありますけども、75歳になった被保険者に健康診査と歯周疾患検診で約3億5,000万円とありますが、うちの母も92歳でありますけども、この通知を貰います。75歳以上で歯医者に行って診てもらうのが困難、90何歳になり動けない人にも通知が行くのが実体です。その通知を受取った方は、健診に行けないのにどうして、という感じをもっている方が多いのです。

事業費は約3億5,000万円ですが、対象となっている方は何人位いるんでしょうか。

また、1件あたりの金額をお答えいただきたい。

○議長（蒲生光男君） 長瀬事業課長。

○事業課長（長瀬吉徳君） まず、歯周疾患健診の関係でございますが、お聞きしましたところ、92歳になっておられるということと、お身体の状態といたしまして健診に行けないような状況であるということで、そういった方についても通知が行っているのかということだと思っておりますが、私どもでは、年齢を受けて対象者を絞っておりまして、平成24年度ですと平成23年度中に75歳になった方を対象に通知を差し上げているというところでございます。中には、お身体の具合が悪く健診に行けない方もいらっしゃいますが、広域連合で一人ひとりに対し把握をできる状況ではないということで、対象者全員に分け隔てなく通知を差し上げていることをご理解いただきたいと思います。と思っております。

平成23年度に75歳になった方が、約1万4,600人おられます。この方々に対して通知を行ったということでございます。大体12月までの期間で歯周疾患健診に行っていたいただきたいのですが、中間地点でまだ行っていただいていない方については、再勧奨なども行いながら出来るだけ受診率を上げたいと考えているところでございます。

単純に歯を無くさないということだけではなく、口の中の衛生環境を上手く保つという事が他の成人病の予防にも繋がるということがございますので、歯周疾患健診については力を入れていきたいと考えているところでございます。

次に75歳以上の全員に対して行っております健康診査事業についてお答えいたします。対象者は

全被保険者となりますので、約18万9,000人でございます。その方々に対しまして、通知を行いながら健診を受けていただきまして、疾病を発見していただく、また疾病がある方についても他の疾病が見つかる可能性もございますので、重症化を防ぐという観点から、生活習慣病で治療されている方についても健診を受けていただくような取り組みを行っているということでございます。以上でございます。

○3番（高橋勝文君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 高橋勝文君。

○3番（高橋勝文君） 議長。この事業に伴うレセプト点検については、十分に対応して頂きたいと願うものであります。

簡単にいうと、被保険者から75億円ほどもらい、1,500億円くらい使うという医療体制なわけです。先程全員協議会でも出てきましたけども、後期高齢者医療についての軽減措置で、7割軽減の方を8.5割軽減にすると提案がありますが、団塊の世代の高齢化がどんどん進んでいき、目に見える状態になってきています。このまま制度が持続可能なのか、まず10年間の中で今の体制で大丈夫なのか。今の体制は良い制度だが、持続が可能なのか。どこかでお金を工面して、その工面する財源もどこからか借りているという中で、応能応益分の中で軽減措置があるが、応能応益分に関しては、今回の平成25年度の予算のところ、少しは被保険者の方にもある程度の詳しいくみを周知していく時期に来たのではなかろうかと思っています。

その点につきまして、事務局長のご意見があればお願いします。

○議長（蒲生光男君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正博君） 高齢者の医療制度の今後の運営についてのご質問だと思いますが、ご存知のように後期高齢者の医療費は、右肩上がりに伸びているところでございます。これらの医療費の伸びをどのように抑えるかということについては、具体的には、皆さんご存知のように、昨年制定された社会保障制度改革推進法の中で、立ち上げられた社会保障制度改革国民会議の中で検討されております。検討される4つの項目には、医療、介護、年金、少子化対策があり、そのひとつであります医療改革の中で、後期高齢者医療制度も検討されております。

現在、当広域連合の医療費1,400億円のうち、国などの公費が5割、若い人からの支援金が4割、保険者の負担が1割という状況でございます。今後の制度の運用をどのようにしていくかは、今年の8月までに社会保障制度改革国民会議の中でご議論をいただけるものと思っております。今までに、3回の会議が終わっておりますが、具体的にどのような論議がされているかと言いますと、現役世帯が4割負担しているが、この先行きどのように支えていけばいいのか。また、保険者については、県単位で運営されていますが、今後の広域化をどのように進めていくのか。最後に、高齢者医療制度は、地域保険のあり方や再編の中で議論していくべきなど。皆さんご存知のように国民会議の中で議論いただき、方向性なり結論が出てくるものと思っております。当面は、後期高齢者医療制度も現状維持の中で進んでおりますので、国からの軽減負担については、今後とも全国後期高

齢者医療広域連合協議会を通してきちんとお願いするところをお願いをしながら、安定的な運営ができればと考えているところでございます。以上でございます。

○事業課長（長瀬吉徳君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 長瀬事業課長。

○事業課長（長瀬吉徳君） 先程レセプト点検についてご発言がございましたので、状況について報告させていただきたいのですが、他県の広域連合では、全部やっているというところばかりではございませんが、山形県の広域連合の場合、全件を点検していることと、突合点検等も行い、適正化に前向きに取り組んでいることをご報告したいと思います。

○3番（高橋勝文君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 高橋勝文君。

○3番（高橋勝文君） 軽減の中で、今、所得税の申告ということで、手続きをしている時期だと思いますが、例えば65歳以上65歳未満で、年金の控除の区分になっていますが、65歳以上過ぎると基礎が120万円だったと思います。120万円までは税金はかからない、要するに、収入にはみなしますが所得にはみなさないということになっています。そのあたりのことも軽減の中の考慮にあってもいいのではないかと提案します。

○議長（蒲生光男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議第2号から議第5号までの議案4件は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第2号から議第5号までの議案4件については、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第6号

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第11 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。議第6号につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第21条第1項の規定により設置しております山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員につきまして、きたる3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き、井上 弓子 委員、熊谷 誠 委員、今野 健一 委員、佐多 和子 委員、諸橋 哲郎 委員を選任することについて、広域連合情報公開条例第22条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

原案のとおり、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲生光男君） それでは、議案に対する質疑を。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第6号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議第6号については原案のとおり同意することに決しました。

---

## 日程第12 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（蒲生光男君） 続きますで、日程第12 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。この選挙は本日2月4日付で選挙管理委員3名と補充員4名が辞任し、欠員が生じることから議会において選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法をご提案申し上げますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長によって指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に岩城 慎二 氏、安達 正志 氏、高橋 春美 氏、以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました3名を選挙管理委員の当選人に決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩城 慎二 氏、安達 正志 氏、高橋 春美 氏が山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員につきましては、第1順位 佐藤 澄子 氏、第2順位 安部 信雄 氏、第3順位 勝見 祐子 氏、第4順位 鈴木 左千夫 氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を補充員の当選人に決めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位 佐藤 澄子 氏、第2順位 安部 信雄 氏、第3順位 勝見 祐子 氏、第4順位 鈴木 左千夫 氏が補充員に当選されました。

---

○議長（蒲生光男君） 以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。  
閉会にあたり、広域連合長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 本日、定例会にご提案いたしました各案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、今後の高齢者医療制度の見直しについては社会保障制度改革国民会議で検討され、8月までには結論を得ることになっております。

広域連合といたしましては、国の動向等を見守りながら、県や市町村と連携し各種施策を実施して参る所存でございます。

併せて、高齢者が安心して健康な生活ができるよう、医療の確保に努めてまいりたいと存じますので、皆様には更なるご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（蒲生光男君） これをもちまして、平成25年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

午後3時00分 閉会

---

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 蒲生 光男

署名議員 遠藤 榮吉

署名議員 佐藤 征勝